

令和4年定例会 提出議案件名一覧表

議案第	号	議案名
80	号	令和4年度三重県一般会計補正予算(第1号)一
81	号	令和4年度三重県一般会計補正予算(第2号)
82	号	職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例案
83	号	職員の高齢者部分休業に関する条例案
84	号	三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案
85	号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
86	号	三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案
87	号	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案
88	号	三重県環境保全基金条例の一部を改正する条例案
89	号	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
90	号	三重県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案
91	号	三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例案
92	号	三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例案
93	号	三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例案
94	号	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
95	号	公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案
96	号	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
97	号	病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
98	号	国営宮川用水土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について
99	号	工事請負契約について(三重県立水産高等学校実習船建造工事)
100	号	工事請負契約の変更について(主要地方道四日市鈴鹿環状線(花ノ木橋(仮称))道路改良(橋梁上部工)工事)
101	号	財産の処分について

令和4年定例会6月定例会議 請願審査結果一覧表

区分	総数	採択	一部採択	不採択	審査中	継続審査	審議未了	その他
新規分	2	1		1				
審査中分								
計	2	1		1				

(請願)

(新規分)

所管委員会	受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果	処理経過報告及び結果の報告を求めもの
医療保健子ども福祉病院	請42	国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援に関する意見書の提出を求めることについて	津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館内 三重県国民健康保険団体連合会 理事長 鈴木 健一	川口 円 石垣 智矢 博 山崎 智子 小島 保夫 野村 正 野口 道明 山内 稔 稲森 尚	採択	

資料2

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審 査 結 果	処 理 経 過 報 告 及 び 結 果 の 報 告 を 求 め る も の
教育警 察	請 43	部活動顧問への就任強制をな くすことを求めることについ て	津市寿町7-50 (みえ労連内) みえ教育ネットワーク教職員ユ ニオン 委員長 大原 敦子	山本 里香 稲森 稔尚	不採択	

令和4年定例会6月定例会会議 意見書案一覧表

令和4年6月

[意見書案]

○医療保健子ども福祉病院常任委員会提出

意見書案第3号 国保総合システムの更改に対する国の財政支援を求める意見書案

○議員発議

意見書案第4号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書案

意見書案第5号 性犯罪の実態に即した刑法の更なる改正を求める意見書案

意見書案第3号

国保総合システムの更改に対する国の財政支援を求める意見書案

上記提出する。

令和4年6月20日

提出者

医療保健子ども福祉病院常任委員長 倉本 崇 弘

7

国保総合システムの更改に対する国の財政支援を求める意見書案

公益社団法人国民健康保険中央会及び各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が開発運用している「国保総合システム」は、診療報酬等に係る審査支払系システムと保険者の各種業務を共同して行うための共同処理系システムから成り立っており、国民健康保険を適切に運用していくに当たって不可欠な基幹的システムである。

国保総合システムは、令和6年3月に機器の保守期限が到来するため、システムの更改が必要となっている。また、システムの更改に当たっては、「規制改革実施計画」（令和元年6月21日閣議決定）等に基づき、システム全体のクラウド化や社会保険診療報酬支払基金との審査支払システムの共同開発・共同利用等を通じ、業務の効率化、審査基準の統一化等を図ることが求められている。

このようなことを踏まえたシステムの更改には、今年度に引き続き、翌年度以降も多額の費用を要することが見込まれるが、それを国保連合会が保有する積立金だけで賄うことは困難であり、審査支払手数料の引上げ等により国民健康保険の保険者（以下「国保保険者」という。）が負担せざるを得なくなることが懸念される。

しかしながら、市町村を中心とする国保保険者は財政が脆弱な団体が多く、新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者の所得が下がっている中、システムの更改に要する費用を国保保険者が負担することは、国保保険者の財政に対して甚大な影響を与え、被保険者が負担する保険料（税）の引上げにつながりかねない。

よって、本県議会は、国保総合システムが極めて公共性が高い重要なインフラとしての役割を担っていることから、国保総合システムの更改に当たって、国保保険者に新たな財政負担、ひいては被保険者の新たな負担が生じないように、国において十分な財政支援を講じるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 前野和美

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

意見書案第4号

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書案

上記提出する。

令和4年6月23日

提出者

川口 円

石垣 智 矢

山崎 博

中瀬古 初 美

小島 智 子

野村 保 夫

野口 正

倉本 崇 弘

山内 道 明

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書案

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されているが、平成15年以降いわゆるハッピーマンデー化により7月の第3月曜日となっている。

わが国と海との歴史的、文化的及び経済・社会的な関わり並びに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全及び環境保全について思いをはせる機会とするためにも、「海の日」を当初の7月20日に固定化することを要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 前野和美

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣 (海洋政策)

意見書案第5号

性犯罪の実態に即した刑法の更なる改正を求める意見書案

上記提出する。

令和4年6月23日

提 出 者

川 口 円

石 垣 智 矢

山 崎 博

中瀬古 初 美

小 島 智 子

野 村 保 夫

野 口 正

山 内 道 明

山 本 里 香

稲 森 稔 尚

性犯罪の実態に即した刑法の更なる改正を求める意見書案

性犯罪は、被害者の人格及び尊厳を著しく侵害し、心身への深刻な後遺症を、長期間にわたって残す悪質かつ重大な犯罪である。その悪質性及び重大性に対して、これまでの刑法の規定では不十分であるという声が高まったため、平成29年6月に、明治40年に刑法が制定されて以来110年ぶりとなる性犯罪に関する大幅改正を行う「刑法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が成立した。この改正法により、「強姦罪」の名称が「強制性交等罪」に改められ、性犯罪の構成要件が見直されるとともに、懲役の下限が3年から5年に引き上げられる等の罰則が強化されたほか、「親告罪」規定の撤廃、監護者による性行為は暴行・脅迫がなくても処罰される等の改正がなされた。

また、この改正法案の議決に併せて、改正法の施行に当たり、政府及び最高裁判所に格段の配慮を求める附帯決議が衆議院及び参議院で採択されており、さらに改正法附則第9条においても、「政府は、この法律の施行後3年（令和2年）を目途として、（中略）性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」こととされている。

一方で、改正法にも不十分な点があり、例えば以下の問題点が指摘されている。

- ・ 強制性交等罪の構成要件には「（加害者の）脅迫又は暴行」の行為、また準強制性交等罪の構成要件には「（被害者の）心神喪失又は抗拒不能」の状態が必要とされ、その立証には高い壁があること。
- ・ 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（以下「監護者わいせつ罪等」という。）において、一般に、離婚した父母、祖父母、おじおば、教師、スポーツの指導者、雇用主等は監護者とされず、これらの地位を利用した性犯罪を取り締まることに限界があること。
- ・ 単独による性犯罪と違い、集団による性犯罪は暴力の圧・侵襲の度合が著しく大きく、また後遺症も著しく深刻になるにもかかわらず、改正法により、法定刑の引上げに伴い集団強姦罪を廃止したことは、集団による性犯罪のより強い悪質性及び重大性を軽視していること。

加えて、平成31年3月には、被害者の同意のない行為だと認定されながらも、抗拒不能な状態ではなかったといった論旨の無罪判決が出るなど、性犯罪に関する裁判において無罪判決が相次いだ。このことをきつ

けに、同年4月より、当事者によるフラワーデモが全国的に展開され、三重県においても9市で行われている。また、当事者団体（一般社団法人Spring、令和2年8月16日～9月5日、5,899回答）及び報道機関（NHK、令和4年3月11日～4月30日に、寄せられた被害件数38,383件。詳細は分析中）において、性被害実態調査アンケートが行われており、国民の意識が高まりつつある。このことから、性犯罪の実態に即した刑法の更なる改正が求められている。

よって、本県議会は、性犯罪被害の実態や実態調査結果等に基づき、国において、下記について刑法の見直しの検討が行われるよう、強く要望する。

記

- 1 性犯罪における公訴時効の撤廃又は延長の特例を創設すること。
- 2 性交同意年齢（現行13歳以上）を引き上げること。
- 3 不利益を示唆しての強要等による、不同意の性行為に対し、客観的に類型化した新たな刑罰を創設すること。
- 4 優越的な地位にある者がその地位を利用した性行為に対し、監護者わいせつ罪等が適用できるよう、その対象を広げるとともに、その法定刑を通常の強制わいせつ罪等に比べて加重すること。
- 5 集団による強制わいせつ及び強制的性交等の行為に対し、新たな刑罰（致死傷による加重刑も含む。）を創設するとともに、その法定刑を通常の強制わいせつ罪等に比べて加重すること。
- 6 障がい児、障がい者の特性に配慮した規定を創設すること。
- 7 法制審議会（部会も含む。）及び性犯罪に関する有識者会議等における性暴力被害当事者並びに性暴力被害の現場で支援に携わる法律家及び支援者の比率を引き上げること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 前野和美

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

内閣府特命担当大臣 (男女共同参画)

令和4年定例会 6月定例会会議 決議案一覧表

令和4年6月

[決議案]

○議員発議

決議案第2号 北朝鮮による拉致被害者の早急な全員即時一括帰国を求める
決議案

決議案第2号

北朝鮮による拉致被害者の早急な全員即時一括帰国を求める決議案

上記提出する。

令和4年6月23日

提出者

川口 円

石垣 智 矢

山崎 博

中瀬古 初 美

小島 智 子

野村 保 夫

野口 正

倉本 崇 弘

山内 道 明

山本 里 香

稲森 稔 尚

中森 博 文

北朝鮮による拉致被害者の早急な全員即時一括帰国を求める決議案

北朝鮮は、拉致した多数の日本国民を現在においても不法に抑留し続けており、拉致問題はいまだ解決に至っていない。拉致問題は、国民の生命及び安全を侵害する重大な人権問題であるとともに、我が国の主権を侵害する行為であり、国の責任において一刻も早く解決すべき重要課題である。長年にわたり肉親との再会を待ち望み、一目でいいから会いたいと願う拉致被害者の家族の忍耐は、既に限界を超えている。

三重県においても、本県に関わりのある拉致の可能性を排除できない行方不明者がいることから、自分たちのこととして考える必要がある。また、令和3年12月4日に、「拉致問題を考える国民の集い in みえ」が桑名市にて開催され、知事からも「国家が全力で取り戻すことが大切であるとともに、知事として日本人を必ず取り戻すことを誓う」旨の発言があったところである。

こうした中、令和3年12月18日には拉致被害者家族連絡会の前代表であった飯塚繁雄さんが逝去された。拉致被害者の家族、また、拉致被害者自身の高齢化が進んでおり、もはや一刻の猶予もない状況に置かれている。北朝鮮による日本人拉致問題を風化させることなく、拉致被害者全員の帰国の実現に向けて国を挙げて全力で取り組むことが必要である。

よって、本県議会は、北朝鮮に対し、一日も早く拉致被害者全員を帰国させるよう強く求めるとともに、政府及び国会において、全拉致被害者の即時一括帰国の早急な実現のために全力を尽くして取り組まれるよう強く要望する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

三 重 県 議 会

令和4年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その8)

区 分	件 名	概 要																		
<p>◎その他議案 (3件)</p> <p>総務部</p>	<p>【議案第102号】 公安委員会委員の選任につ き同意を得るについて</p> <p>【議案第103号】 人事委員会委員の選任につ き同意を得るについて</p> <p>【議案第104号】 収用委員会委員及び予備 委員の選任につき同意を 得るについて</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>- 件</td> <td rowspan="6" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">議案 3件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>報 告 出</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>提 計</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td>3件</td> </tr> </table> <p>公安委員会委員に次の者を選任するにあたり、警察法第 39条第1項の規定に基づき同意を得るもの</p> <p style="text-align: right;">志 田 幸 雄</p> <p>人事委員会委員に次の者を選任するにあたり、地方公務 員法第9条の2第2項の規定に基づき同意を得るもの</p> <p style="text-align: right;">中 村 佳 子</p> <p>収用委員会委員及び予備委員に次の者を選任するにあ たり、土地収用法第52条第3項の規定に基づき同意を得るも の</p> <p>(収用委員会委員)</p> <p style="text-align: right;">飯 田 聡 森 田 明 美 岩 田 広 子</p> <p>(収用委員会予備委員)</p> <p style="text-align: right;">三 浦 敏 秀 土 田 繁</p>	予 算	- 件	}	議案 3件	条 例 案	- 件	その他議案	3件	認 定	- 件	報 告 出	- 件	提 計	- 件		計		3件
予 算	- 件	}	議案 3件																	
条 例 案	- 件																			
その他議案	3件																			
認 定	- 件																			
報 告 出	- 件																			
提 計	- 件																			
	計		3件																	

議員派遣一覧表

1 第16回紀伊半島三県議会交流会議

(1) 派遣目的

議員が「第16回紀伊半島三県議会交流会議」に出席し、紀伊半島三県に共通する課題等について、緊密な意見交換を行うことを目的とする。

(2) 派遣場所 奈良県五條市

(3) 派遣期間 令和4年7月14日 1日間

(4) 派遣議員 藤根 正典 議員 濱井 初男 議員
谷川 孝栄 議員 三谷 哲央 議員

6月30日の議事予定

開 議

諸報告

- ・付託議案審査報告書並びに請願審査結果報告書の提出について
- ・意見書案の提出について
- ・決議案の提出について
- ・議案の配付について

日程第1

議案第81号から議案第101号まで
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第2

請願の件
〔討論、採決〕

日程第3

意見書案第3号から意見書案第5号まで
〔討論、採決〕

日程第4

決議案第2号
〔討論、採決〕

日程第5

議案第102号から議案第104号まで
〔提案説明、採決〕

日程第6

議員派遣の件

休会の件

散 会

議員連盟総会

委員長会議

広聴広報会議

令和4年 定例会日程(案)

資料8

月	日	曜	休	会	日 程	備 考
9月	8日	木	休	会		
	9日	金	休	会		議会運営委員会
	10日	土				
	11日	日				
	12日	月	休	会		
	13日	火	休	会		
	14日	水	休	会		
9月	15日	木	本会議		議案上程(9月定例会月会議) 全員協議会(ビジョン、県政レポート等)	議案聴取会 議会運営委員会
	16日	金	休	会		
	17日	土				
	18日	日				
	19日	月			(敬老の日)	
	20日	火	休	会		
	21日	水	本会議		議案質疑	議会運営委員会
	22日	木	休	会		
	23日	金			(秋分の日)	
	24日	土				
	25日	日				
	26日	月	本会議		一般質問	
	27日	火	休	会		
	28日	水	本会議		一般質問	
	29日	木	休	会		
	30日	金	本会議		一般質問	
10月	1日	土				
	2日	日				
	3日	月	委員会		予算決算常任委員会(企業会計決算) (予算決算常任委員会総括質疑)	
	4日	火	休	会	全員協議会(展開方針、予算調製方針)	
	5日	水	委員会		付託議案審査〔戦略企画雇用経済、防災県土整備企業、 教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	6日	木	委員会		付託議案審査〔総務地域連携デジタル社会推進、環境生活農林水産、 医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	7日	金	委員会		付託議案審査〔戦略企画雇用経済、防災県土整備企業、 教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	8日	土				
	9日	日				
	10日	月			(スポーツの日)	
	11日	火	委員会		付託議案審査〔総務地域連携デジタル社会推進、環境生活農林水産、 医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	12日	水	休	会	(常任委員会予備日)	
	13日	木	休	会	(委員会等予備日)	
	14日	金	本会議		代表質問 予算決算常任委員会(採決)	
	15日	土				
	16日	日				
	17日	月	休	会		代表者会議 議会運営委員会
	18日	火	休	会		
	19日	水	本会議		採決 議案上程 予算決算常任委員会(一般・特別会計決算)	
	20日	木	休	会		
	21日	金	休	会		
	22日	土				
	23日	日				
	24日	月	休	会		
	25日	火	休	会		
	26日	水	委員会		全員協議会(定期監査結果) 予算決算常任委員会(当初予算編成の基本的な考え方)	
	27日	木	委員会		予算決算常任委員会(当初予算編成の基本的な考え方)	
	28日	金	休	会		
	29日	土				
	30日	日				
	31日	月	委員会		予算決算常任委員会(決算総括質疑)	

月	日	曜	日 程	備 考
11月	1日	火	委員会 予算決算常任委員会分科会〔戦略企画雇用経済、 防災県土整備企業、教育警察〕	
	2日	水	委員会 予算決算常任委員会分科会〔総務地域連携デジタル社会推進、 環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院〕	
	3日	木	(文化の日)	
	4日	金	休 会 (委員会等予備日)	
	5日	土		
	6日	日		
	7日	月	休 会	
	8日	火	休 会	代表者会議
	9日	水	休 会	
	10日	木	休 会	
	11日	金	休 会	
	12日	土		
	13日	日		
	14日	月	委員会 予算決算常任委員会(一般・特別会計決算採決)	議会運営委員会
	15日	火	休 会	
	16日	水	休 会	
	17日	木	休 会	
	18日	金	休 会	
	19日	土		
	20日	日		
	21日	月	本会議 採決 議案上程(11月定例会会議)	議案聴取会 議会運営委員会
	22日	火	休 会	
	23日	水	(勤労感謝の日)	
	24日	木	休 会	
	25日	金	本会議 議案質疑	議会運営委員会
	26日	土		
	27日	日		
	28日	月	休 会	
	29日	火	本会議 一般質問	
	30日	水	休 会	
12月	1日	木	本会議 一般質問	
	2日	金	休 会	
	3日	土		
	4日	日		
	5日	月	本会議 一般質問	
	6日	火	委員会 予算決算常任委員会(当初予算要求状況)	
	7日	水	委員会 予算決算常任委員会(当初予算要求状況総括的質疑) (予算決算常任委員会総括質疑)	
	8日	木	委員会 付託議案審査〔戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、 医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	9日	金	委員会 付託議案審査〔総務地域連携デジタル社会推進、 防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	10日	土		
	11日	日		
	12日	月	委員会 付託議案審査〔戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、 医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	13日	火	委員会 付託議案審査〔総務地域連携デジタル社会推進、 防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	14日	水	休 会 (常任委員会予備日)	
	15日	木	休 会 (委員会等予備日)	
	16日	金	委員会 予算決算常任委員会(採決)	
	17日	土		
	18日	日		
	19日	月	休 会	代表者会議 議会運営委員会
	20日	火	本会議 閉会(採決)	

※ 請願陳情の受理

- ・ 9月15日(木) 午後5時
- ・ 11月21日(月) 午後5時

※ 文書による質問ができる期間

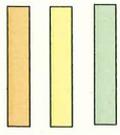
- ・ 7月1日(金)～9月14日(水)
- ・ 10月20日(木)～11月20日(日)

令和4年7月～令和5年6月 年間議事予定

令和4年6月29日現在

日	7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月		5月		6月	
	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
1	金	木	木	土	土	火	木	木	木	木	木	木	木	日	水	水	水	水	土	土	木	木	木	1
2	土	金	金	日	日	水	金	金	金	金	金	金	金	月	木	木	木	木	日	日	火	火	金	2
3	日	月	月	月	月	木	土	土	土	土	土	土	土	火	金	金	金	金	月	月	水	水	土	3
4	月	火	火	火	火	金	日	日	日	日	日	日	日	水	土	土	土	土	火	火	木	木	日	4
5	火	水	水	水	水	木	月	月	月	月	月	月	月	木	日	日	日	日	水	水	金	金	月	5
6	水	木	木	木	木	金	火	火	火	火	火	火	火	金	月	月	月	月	木	木	土	土	火	6
7	木	金	金	金	金	土	土	土	土	土	土	土	土	日	火	火	火	火	日	日	日	日	水	7
8	金	月	月	月	月	木	土	土	土	土	土	土	土	日	水	水	水	水	日	日	月	月	木	8
9	土	火	火	火	火	金	水	水	水	水	水	水	水	月	木	木	木	木	日	日	火	火	金	9
10	日	水	水	水	水	木	月	月	月	月	月	月	月	火	金	金	金	金	日	日	水	水	土	10
11	月	木	木	木	木	金	日	日	日	日	日	日	日	月	土	土	土	土	火	火	木	木	日	11
12	火	金	金	金	金	土	土	土	土	土	土	土	土	月	日	日	日	日	水	水	金	金	月	12
13	水	土	土	土	土	月	月	月	月	月	月	月	月	金	火	火	火	火	日	日	土	土	火	13
14	木	日	日	日	日	火	火	火	火	火	火	火	火	土	水	水	水	水	日	日	日	日	水	14
15	金	月	月	月	月	土	土	土	土	土	土	土	土	日	水	水	水	水	日	日	月	月	木	15
16	土	火	火	火	火	金	日	日	日	日	日	日	日	月	木	木	木	木	火	火	火	火	金	16
17	日	水	水	水	水	木	月	月	月	月	月	月	月	火	金	金	金	金	日	日	水	水	土	17
18	月	木	木	木	木	金	日	日	日	日	日	日	日	月	土	土	土	土	火	火	木	木	日	18
19	火	金	金	金	金	土	土	土	土	土	土	土	土	月	日	日	日	日	水	水	金	金	月	19
20	水	土	土	土	土	月	月	月	月	月	月	月	月	日	水	水	水	水	日	日	土	土	木	20
21	木	日	日	日	日	火	火	火	火	火	火	火	火	月	水	水	水	水	日	日	日	日	火	21
22	金	月	月	月	月	土	土	土	土	土	土	土	土	日	木	木	木	木	日	日	月	月	水	22
23	土	火	火	火	火	金	日	日	日	日	日	日	日	月	土	土	土	土	日	日	火	火	金	23
24	日	水	水	水	水	木	月	月	月	月	月	月	月	火	金	金	金	金	日	日	水	水	土	24
25	月	木	木	木	木	金	日	日	日	日	日	日	日	月	土	土	土	土	火	火	木	木	日	25
26	火	金	金	金	金	土	土	土	土	土	土	土	土	月	日	日	日	日	水	水	金	金	月	26
27	水	土	土	土	土	月	月	月	月	月	月	月	月	日	木	木	木	木	日	日	土	土	火	27
28	木	日	日	日	日	火	火	火	火	火	火	火	火	月	土	土	土	土	日	日	日	日	水	28
29	金	月	月	月	月	木	土	土	土	土	土	土	土	日	水	水	水	水	日	日	月	月	木	29
30	土	火	火	火	火	金	日	日	日	日	日	日	日	月	土	土	土	土	火	火	火	火	金	30
31	日	水	水	水	水	木	月	月	月	月	月	月	月	日	土	土	土	土	日	日	水	水	金	31

本会議開催日
議決休会日
休日休会日



(注) 令和4年6月29日時点での年間議事予定のため、その後変更される場合があります。
最新の日程は三重県議会ホームページの「月別の日程」でご確認ください。

電力需給ひっ迫時の対応方針

中部、関西エリアにおいて、厳しい電力需給状況が継続することが予想され、電力会社から節電要請のあった場合や、政府から「電力需給ひっ迫警報」が発令された場合には、危機管理統括監をトップとする「電力需給ひっ迫連絡会」等により県庁内で情報共有し、各エリアのひっ迫度に応じ、それぞれの庁舎（病院やライフライン、文化施設等を除く）において、以下の2段階の対応を行います。

1 第1段階

(1) 状況

厳しい需給状況（使用率95%超過（予備率5%下回る））の継続が予想され電力会社から節電要請があるとき

(2) 県の対応

- ①（夏季の場合）空調（電気式）の設定温度を1℃上げます。
- ②（冬季の場合）空調（電気式）の設定温度を1℃下げます。
- ③ 1台を除き、エレベータを停止します。
- ④ 照明を1/2とします。

2 第2段階

(1) 状況

政府から「電力需給ひっ迫警報」*が発令され、非常に厳しい需給状況（使用率97%超過（予備率3%下回る））が継続することが予想されるとき

※ 大規模な電源の脱落等により、万が一、電力需給のひっ迫が予想される場合は、停電等を回避するため、政府から事前に「電力需給ひっ迫警報」が発令されます。

(2) 県の対応

- ① 空調（電気式）を停止します（業務にあたって必要最低限のものを除く）。
- ② 照明を全て消します（業務にあたって必要最低限のものを除く）。
- ③ 該当する市町へ情報提供します。

3 共通事項

地域機関との情報共有は、各総合庁舎にあっては、総務部（管財課）、その他の単独庁舎にあっては、関係各部が対応します。

また、情報、通信機器等の安定のため、個別の空調システムにより温度等の管理を行っている箇所・施設については、引き続き空調を運転します。

なお、職員や来庁者等が、健康被害等を起こした場合に備えて、空調が可能な部屋等を確保するなど、健康管理に配慮します。

電力需給ひっ迫時における本会議及び委員会の対応について（案）

1 第1段階（供給予備率5%未満）となった場合

【本会議】

- ① 照明を1/2～1/3程度に減灯する。
- ② 空調の設定温度を1℃上げる。

【委員会】

- ① 委員会室の照明は外光の状況等により1/2～3/4程度、全員協議会室は1/2程度に減灯する。
- ② 空調の設定温度を1℃上げる。

2 第2段階（供給予備率3%未満）となった場合

【本会議】

- ① 原則として、第1段階の対応を行ったうえで議事を継続する。
- ② 県内で停電が発生するなど電力需給が著しくひっ迫している場合であつて、議長が必要と認めたときは、議会運営委員会を開催して延会等の可否を協議する。
- ③ 上記②の対応は議事日程の区切りで行う。ただし、質疑、質問中にあつては質疑・質問者の区切りで行う。

【委員会】

- ① 原則として、第1段階の対応を行ったうえで議事は継続する。
- ② 県内で停電が発生するなど電力需給が著しくひっ迫している場合であつて、委員長が必要と認めたときは、閉会等の可否を委員会に諮る。